

東京大学における懲戒処分公表基準

平成16年10月5日
総長 裁定

1. 目的

東京大学における教職員の懲戒処分事案を公表することにより、本学が自治・自律の原則に基づいて公正に運営されていることを示すとともに、教職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

2. 公表の対象とする懲戒処分事案

東京大学総長の任命に係る教職員に対し懲戒処分を行った事案で、次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職である懲戒処分

3. 公表する内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものを基本として公表するものとする。

4. 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等2及び3によることが適当でないと認められる場合は、2及び3にかかわらず、内容の一部又は全部を公表しないこともあることとする。

5. 公表の時期及び方法

処分発令後、できるだけ速やかに公表する。ただし、軽微な事案については、一定期間について一括して公表することもありうる。

公表の方法は、原則として大学記者会加盟報道機関への資料配付による。
なお、必要に応じて記者会見を行う。